

行政不服審査に関する事務取扱要領（例規甲）

〔平成28年3月29日〕
兵警監例規甲第13号

行政不服審査に関する事務取扱要領を次のとおり定め、平成28年4月1日から実施する。

なお、行政不服審査に関する手続規程の制定について（昭和40年兵警務例規第15号）は廃止する。

記

第1 趣旨

この要領は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）及び兵庫県公安委員会における行政不服審査の手続に関する規則（平成28年兵庫県公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）に基づき、行政不服審査に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、法及び規則に定めるもののほか、次に定めるところによる。

所管課長 法第4条第1号の処分又は不作為に係る事務を所管する所属長をいう。

第3 審理手続を行う者の指定

規則第3条に規定する警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する職員は、兵庫県警察本部警務部訟務官（以下「訟務官」という。）とする。ただし、訟務官が法第9条第2項各号に掲げる者である場合は、識見に優れ、公平中立な判断能力を有すると認める他の職員を指定する。

第4 審査請求の受付

1 規則第7条に規定する本部長が指定する職員は、所管課長とする。

2 所管課長は、法第19条第1項に規定する審査請求書又は規則第6条に規定する審査請求録取書の提出があったときは、警務部長が定める様式の審査請求受付簿により受付状況を明らかにしておくとともに、必要な措置を講じた後、警務部長が定める様式の審査請求受付通知書により第3に規定する審理手続を行う者（以下「審理官」という。）に通知するものとする。

3 警察職員は、審査請求をしようとする者の求めに応じて、審査請求書の記載に関する事項その他の審査請求に必要な情報の提供に努めなければならない。

第5 補正命令

所管課長は、審査請求書が法第19条の規定に違反するときは、補正命令書（規則様式第4号）により、審査請求人に補正を命じるものとする。

第6 執行停止

1 審理官は、法第25条の規定による執行停止の手続について、兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に上申をするものとする。この場合において、審理官は、関係する所管課長の意見を聴取するものとする。

2 審理官は、前記1の上申により公安委員会が執行停止の決定をしたときは、決定書（規則様式第5号）により直ちに審査請求人に通知するものとする。

第7 執行停止の取消し

- 1 審理官は、執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかになったとき、その他事情が変更したときは、公安委員会に執行停止の取消しを上申するものとする。
- 2 審理官は、前記1の上申により公安委員会が執行停止の取消しを決定したときは、執行停止取消通知書（規則様式第6号）により審査請求人に通知するものとする。

第8 弁明書の提出

- 1 審理官は、前記第4の2の通知を受けたときは、警務部長が定める様式の弁明書提出要求書により提出期限を指定して、弁明書の提出を求めるものとする。
- 2 所管課長は、前記1の求めを受けたときは、弁明書を作成し、審理官に提出するものとする。
- 3 審理官は、前記2の弁明書の提出を受けたときは、反論書の提出期限を指定して、弁明書を審査請求人に送付するものとする。

第9 口頭意見陳述

- 1 法第31条第3項及び第5項の許可は、審理官が行うものとする。
- 2 規則第12条第2項に規定する本部長が指定する職員は、所管課長とする。
- 3 審理官は、口頭意見陳述を実施したときは、警務部長が定める様式の審理録を作成するものとする。

第10 証拠書類等の取扱い

- 1 規則第13条第1項に規定する本部長が指定する職員は、所管課長とする。
- 2 証拠書類等の提出を受けた所管課長は、警務部長が定める様式の証拠書類等取扱書を作成し、必要な事項を記載した上、当該証拠書類等取扱書に証拠書類等を添えて審理官に引き継ぐものとする。

第11 提出物件の取扱い

審理官は、法第33条の規定により物件等の提出を受けたときは、証拠書類等取扱書に必要な事項を記載するものとする。

第12 参考人の陳述及び鑑定

- 1 審理官は、法第34条に規定する参考人の陳述を聴取したときは、警務部長が定める様式の参考人陳述調書を作成するものとする。
- 2 審理官は、法第34条に規定する鑑定の要求を行ったときは、警務部長が定める様式の鑑定調書を徴するものとする。

第13 検証

審理官は、法第35条に規定する検証を行ったときは、警務部長が定める様式の検証調書を作成するものとする。

第14 裁決

審理官は、審理が終結したときは、遅滞なく裁決案を作成し、審査庁に上申するものとする。

第15 証拠書類等の返還

審理官は、規則第22条第1項の規定により、証拠書類等又は証拠物等を返還したときは、証拠書類等取扱書に必要な事項を記載するものとする。